

## 播磨町企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、播磨町企業立地促進条例（平成28年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(指定の申請等)

第3条 条例第4条第1項に規定する指定の申請は、操業開始日前90日から操業開始日前30日までの期間に、次に掲げる事項を記載した事業者指定申請書に、操業開始日から起算して10年を経過する日までの間の事業計画書その他町長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 対象事業所の所在地
- (2) 対象事業所の名称
- (3) 対象事業所において行う事業の業種及び内容
- (4) 予定する操業開始日
- (5) 投下固定資産総額の内容
- (6) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、条例第4条第2項の規定による指定をしたときは、当該指定の申請をした事業者に対し、事業者指定通知書により通知するものとする。

3 条例第4条第3項に規定する承認を受けようとする指定事業者は、変更し、中止し、又は廃止しようとする理由を記載した指定事項変更等申請書に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

4 町長は、指定事項の変更等の承認をしたときは、当該承認の申請をした指定事業者に対し、指定事項変更等承認通知書により通知するものとする。

(経営状況の報告)

第4条 条例第6条第2項の規定による報告は、各決算年度の終了の日の翌日から起算して6月以内に、財務諸表等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第79条の70第1項に規定する財務諸表等をいう。）を町長に提出することにより行うものとする。

(地位の承継承認等)

第5条 条例第7条に規定する承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定事業者地位承継承認申請書に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 指定事業者の指定年月日
- (2) 指定事業者の所在地
- (3) 指定事業者の名称
- (4) 指定事業者の事業内容
- (5) 指定事業者の事業を承継した日
- (6) 指定事業者から事業を承継した理由
- (7) 指定事業者の事業を承継した後に対象事業所において行う事業の業種及び内容
- (8) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、指定事業者の地位の承継を承認したときは、当該承認の申請をした者に対し、指

定事業者地位承継承認通知書により通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 条例第8条第1項の規定による申請は、奨励金の交付対象となる年度の投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税の納付額を記載した奨励金交付申請書に、町長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る奨励金を交付すべきものと認めたときは、奨励金の交付決定を行うとともに、すみやかにその決定の内容を奨励金交付決定通知書により、当該奨励金の交付を申請した者にその旨を通知するものとする。

(奨励金の支払)

第8条 指定事業者は、条例第8条第2項の規定により奨励金の交付決定があったときは、奨励金請求書により、町長に対し奨励金の支払を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該指定事業者に奨励金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、条例第10条の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、奨励金交付取消通知書により、当該指定事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に指定事業者に対して奨励金を交付しているときは、奨励金返還命令書により、その返還を命じるものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。